

令和3年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第3回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開 催 日 時	令和3年8月6日(金) 18時00分～18時40分
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第2会議室
出席者	公益代表委員 (5名) 石塚孔信 志賀玲子 原田いづみ 松枝千鶴 山本晃正(敬称略)
	労働者代表委員 (5名) 大木順子 喜納浩信 白石裕治 日高実禎 三浦辰男(敬称略)
	使用者代表委員 (4名) 岩重昌勝 岩元義弘 内 道雄 濱上剛一郎(敬称略)
	事務局 (4名) 三輪労働局長 榎園労働基準部長 勝田賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議題	1 令和3年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他
配付資料	1 令和3年度地域別最低賃金の審議・決定状況 2 最低賃金を引き上げやすい環境整備について(令和3年7月21日経済財政諮問会議) 3 業務改善助成金リーフレット 4 雇用調整助成金等リーフレット 5 事業再構築補助金の概要 6 中小企業等事業再構築促進事業リーフレット 審議会進行時の配付資料 1 鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書 2 専門部会審議経過本審報告書 3 鹿児島県最低賃金の改正決定について(答申)

○ 山本会長

それでは、予定の時間になりましたので、ただ今より、令和3年度第3回鹿児島県地方最低賃金審議会を開催したいと思います。

まず、本審議会の成立等の状況につきまして、事務局より、ご報告をお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

それでは、報告いたします。審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されておりますが、本日は、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側4名の合計14名の委員にご出席いただいて定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しております。

○ 山本会長

ありがとうございました。本審議会は有効に成立しているというご報告でしたので、これより審議を始めたいと思います。

まず、1番目の議題です。令和3年度鹿児島県最低賃金の改正審議についてです。

審議の前に、事務局から本日配布の資料の説明をお願いいたします。

○ 壺屋賃金室長補佐

それでは、私のほうから、資料について説明をいたします。

お手元に、資料番号1から6があるかと思えます。まず、資料1でございます。

この資料1は、令和3年度地域別最低賃金の審議・決定状況となっております。昨日現在、当局で把握しているものを取りまとめたものでございます。

目安ランク別に都道府県を分けて、前年度決定状況、改定最低賃金額、引上げ額等につきまして掲載しております。

昨日現在で31の労働局で結審しております。

Aランクについては、Aランクに属する6労働局全ての労働局において、28円引き上げで結審しております。Bランクについては、Bランクに属する11労働局のうち10労働局において、28円引き上げで結審しております。Cランクについては、Cランクに属する14労働局のうち11労働局において、28円引き上げで結審しております。最後のDランクにつきましては、Dランクに属する16労働局のうち3労働局において、28円引き上げ、1労働局において、30円引き上げで結審しています。

効力発生予定日は、Aランク、Bランク、Cランク、Dランク、いずれの局におきましても、10月1日となっております。そして、資料の2から資料の6です。これは、中小企業への支援策ということでお付けしているものでございます。

本日は、すみませんが、説明を省略させていただきます。以上でございます。

○ 山本会長

どうも、ありがとうございました。

令和3年度の鹿児島県最低賃金の改正審議につきましては、7月2日に鹿児島労働局長からの諮問を受けまして、鹿児島県最低賃金専門部会を設置しまして、4回にわたって審議を行なってきました。

本日、14時から開催されました、第4回専門部会で結論が出ましたので、石塚部会長代理から、その報告と審議経過について説明をしていただきたいと思います。

それでは、お願いします。事務局は資料を配付してください。

○ 石塚部会長代理

それでは、報告書を読み上げる形にさせていただきたいと思いますので、お手元の鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書をご覧ください。

令和3年8月6日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島地方最低賃金審議会、鹿児島県最低賃金専門部会、部会長山本晃正。鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書。当専門部会は、令和3年7月2日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)の考え方に基づき最新のデータにより、令和元年10

月3日発効の鹿児島県最低賃金（時間額790円）は、令和元年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていないことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。記。公益代表委員、石塚孔信、松枝千鶴、山本晃正。労働者代表委員、喜納浩信、白石裕治、日高実禎。使用者代表委員、岩重昌勝、内道雄、濱上剛一郎。

1枚開けていただいて、別紙2です。

鹿児島県最低賃金。1適用する地域、鹿児島県の区域。2適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間821円。5この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6効力発生日、法定どおり。

1枚開けていただいて、別紙の2です。

鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について。1地域別最低賃金。(1)件名、鹿児島県最低賃金。(2)最低賃金額、時間額790円。(3)発効日、令和元年10月3日。2生活保護費、(1)比較対象者、18～19歳・単身世帯者。(2)対象年度、令和元年度。(3)生活保護費(令和元年度)、生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の鹿児島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(90,317円)。3生活保護に係る施策との整合性について、上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

はい、以上です。

(石塚部会長代理から山本会長へ報告書を手交)

#### ○ 石塚部会長代理

それでは、続きまして、専門部会審議経過本審報告書を読み上げます。お手元の資料に審議経過報告書がございますので、それをご覧ください。

ただ、全部読み上げると長くなるためにですね、適宜、抜粋して読み上げます。詳しくはお手元の資料をご覧ください。

専門部会審議経過本審報告書(部会長)。1はじめに、令和3年度の鹿児島県最低賃金額改定の審議については、本年7月2日に鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して、合計4回にわたり調査審議を行った結果、最低賃金額の改定について真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くした。

2審議経過、(1)第1回専門部会を7月28日に、第2回専門部会を7月30日に、第3回専門部会を8月4日に、第4回専門部会を8月6日に開催した。

(2)第1回専門部会においては、最賃法第25条の申出にあった専門部会の公開・非公開については、本年度も専門部会の審議は非公開とすることが決定された。その後、意見陳述が10分以内で行うことが決定され、鹿児島県労働組合総連合により、意見陳述が行われた。続いて、労使各側から、今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が次のとおり表明された。労働者側委員からは、文書が示されて、主に、①最低賃金法第1条に基づき、最賃決定の3要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うことに変わりはない。②現在の鹿児島県最低賃金では、健康で文化的な生活を営むことが出来る水準には程遠い金額となっており、中期的には1,000円以上を目指して

いる。③新規学卒者の半数近くが県外へ就職している現状にあり、他県への労働力流出防止のためにも魅力ある鹿児島の創生に努める必要がある。④依然として新型コロナウイルス感染拡大は続いているが、ワクチン接種の進展により明るい展望が開かれつつある。⑤目安額にあたっては、すべてのランクで28円が出されたことは評価できるが、全国平均1,000円や非正規労働者等の処遇改善からすると不満はある。続いて、使用者側委員からも文書が示されて、主に、①鹿児島県は、現在ステージⅡの段階であるが、このところ感染者数が2桁の日が続いている。②コロナの影響の長期化は、鹿児島の経済に極めて深刻な影響を与えており、一部に巣ごもり需要等で好調な業種・業界が見られる一方、観光産業を主とする本県にとって、業績の回復の見通しがつかず、極めて厳しい業況が続いている。③ワクチン接種が進み、仮に、今後感染が収束し、人の移動に関する制限が緩和されたとしても、鹿児島の経済活動が元のレベルに戻るには一定の時間が必要であり、見通しが立たないのが現状である。④コロナ禍で、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、コロナ禍の影響が深刻な業種における経営状況や支払い能力にしっかりと焦点を当てるべきである。⑤去年はコロナの影響を考慮し、雇用の維持が最優先ということで、目安の提示は見送られた。景況感もそれほど、今年ですね、回復していないのに、28円という過去最大の引き上げ幅は、極めて遺憾に思う。経営者の心が折れて廃業が増加し、雇用に深刻な影響が出るのが懸念される。⑥使用者側も賃上げを絶対反対ではない。ただ、今回の目安はあまりにも引き上げ幅が大きく、国の意向に重きを置きすぎて、苦境に置かれた事業者の経営実態を無視した目安だと言わざるを得ないとそれぞれ主張をされました。

(3) 第2回専門部会においては、労働者側委員から文書が示されて、主に、①地域別最低賃金の決定の3要素は、いずれも考慮されるべき重要な要素であり、特定の産業のみの支払能力に焦点を当てるということは適当ではない。10月1日発効を意識した議論を行うべきと考える。②資料等に基づき、県内一般労働者の所定労働時間の考え方、生計費、労働者の賃金及び雇用状況について、それぞれの状況が示されました。③地域間格差については、鹿児島県の消費者物価地域差指数で比較した場合、少なくとも76円は必要である。そういったことからですね、3要素の状況や、それから地域間格差の是正等を総合的に検討し、40円引き上げて833円とすることを求めると具体的な金額が提示されました。使用者側委員からは、統計資料が示されて、主に①鹿児島県中小企業団体中央会作成の資料では、主な業種の景況状況を見ても、巣ごもり需要で期待できるものもあるが、観光に頼っている食料品製造、サービス業、運輸・倉庫業は厳しい状況となっている。②鹿児島県商工会連合会の中小企業景況調査のデータを提示されて、今年の4～6月期は、昨年の4～6月期よりは改善されているが、不振、極めて不振から脱していない。③色々な声を聴いているが、今回は怒っている経営者が多い。使用者側としては、現行水準の維持を主張する。④現在の新型コロナウイルス感染状況では、中賃で議論された時期とは、明らかに状況が大きく異なっていると主張がなされました。

(4) 第3回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行いました。労働者側委員からは、①最賃法にのっとった形で、健康で文化的な生活を営むことができる賃金が必要であり、地域間格差の是正も必要であるとのことで、新たな金額提示はなされませんでした。使用者側委員からは、①ワーキングプアは理解できるが、事業者も事業活動がなく制約されている状況で支払能力は乏しく、そのような状況にも目を向けて欲しい。②あくまでも、現行水準の維持を主張したいが、最低賃金の引上げも必要と思っており、合理的な金額として、「3円」の引上げを提示したい。③現在の新型コロナウイルス感染状況は非常事態と考えている。発効日を

遅らせることはできないのか、経済活動を止められて10月1日にいきなりの発効は如何なものかと考えると主張と具体的な金額が提示されました。

(5) 第4回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行いました。

(6) これまで4回にわたって、意見の一致に向けた審議を重ねてきましたけれども、労使の景況感、新型コロナウイルス感染症の影響に関する評価、今後の景気への期待感、支払能力に対する考え方に開きがあり、金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門部会の結論とする、ということに至りました。

3 結論、第4回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して、現行最低賃金 793 円を 28 円アップして 821 円にするとの公益委員見解を別添のとおり示して採決した結果、賛成 5 名（公益委員 2 名、労働側委員 3 名、使用者側委員 0 名）、反対 3 名（公益委員 0 名、労働側委員 0 名、使用者側委員 3 名）となり、賛成多数により鹿児島県最低賃金を 821 円に改定することを、当専門部会の結論とすることに至りました。以上、ここにご報告いたします。

以上です。

○ 山本会長

ただ今、石塚部会長代理から専門部会におけます、鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告と審議経過について説明していただきましたが、これにつきまして、委員の皆さまから、何か、ご質問、ご意見があれば、承りたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○ 日高委員

3 ページの使用者側の③のところ、今回、怒っている経営者が多いと記載してございますが、議論の中では、確かに、28 円という額に対する不満もあったと思いますが、それ以上に、今の補助金や支援並びに給付の遅さに対する不満、そういった声に大変な憤りを感じているとのことであると、私は感じています。

労働者の立場からいうと、今回の県最賃の議論とは少し、すみわけが必要だということで、特段それについて、労働者側からの意見を申し上げたわけではありませんが、その部分については、全く、労働者側としても、認識は合うところでありまして、本審議会においても、政府並びに県、自治体、そういったところに対する補助金等の支援策の拡大や拡充、給付の迅速な支給、そういったものについても、決議なのか、もしくは口頭でもよろしいかと思いますから、局長に、諮問する際に、そういったことも付け加えていただければと思っております。

以上です。

○ 山本会長

ただいま、労働側委員から一人、ご意見いただきましたけれども、ほかにご意見ありますでしょうか。どうぞ。

○ 濱上委員

あえて、先程の公益見解の中身では申し上げませんでした。日高委員言われたように、県とか市の地方のそういった支援策というのは割と早いですが、国の支援策、お金の振り込みは、非常に遅いというのを聞いておりますので、今の日高さんの意見には、賛成します。

○ 山本会長

他に、ご意見ありますでしょうか。どうぞ。

○ 岩重委員

今年、47都道府県一律同金額の目安が提示されて、私ども使用者側としましては、一昨年が29円上げました。そして、年々、インフレターゲットに向けて、我々も、この最低賃金に関しては、デフレから脱却云々ということで、できるだけ、真摯に、現状を検討、把握しながら進めてまいりました。

しかし、昨年のコロナ禍において、これは、国のほうから目安を提示する訳にはいかないということでした。しかし、それでもなお、3円のアップに、私共としても協力をいたしました。その中で、昨年で済めば良かったこのコロナ禍が、今年まで、そのまま引き続き、そして、また本日、この専門部会が終了して、一旦退いて、ニュース等々見たら、鹿児島県も過去最高の感染者を出しています。また、首都圏でも大規模な、過去最高の感染者を出し、鹿児島もレベルが上がり、全国、色々なことで、人流の往来を禁止、そして、また、飲食店をはじめとする各業種の商売を取り上げるという形になって、ここの先ほどの使用者のずっと過去の専門部会の色々な我々の主張で、今のこういう状況から先、まだまだ深みにはまるのではないかという懸念はしておりましたけれども、不幸にも、そういう形になって、10月以降どういう形になるのかなど、非常に不安視しております。

今回、専門部会では、公益の見解で、金額が提示されて、非常に高いハードルではございますが、何とか、日高委員がおっしゃっていただきましたように、早く、我々が、労使が共に、それぞれのビジネスといいますか、仕事出来る形に早くしていただきたい、そして、お互いが、一生懸命、知恵を出して、そして、高くなった労賃を払えるような、そういった環境に早くしていただきたい。行政には強くそれを求めます。

以上です。

○ 山本会長

ほかに、何か、ご意見、ご質問、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 山本会長

それでは、ご意見が出されたものとして、ただ今から、鹿児島県最低賃金の改正決定について、お諮りしたいと思います。

本審議会は、ただ今の専門部会報告書の結論のとおり、鹿児島県最低賃金を時間額821円に改正することに決めましたが、それでよろしいでしょうか、いかがでしょうか。

○ 濱上委員

異議があります。

- 山本会長  
異議があるということでございますので、この場では採決により決定をしたいと思います。  
その前に、議事の進め方につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
  
- 勝田賃金室長  
最低賃金審議会令第5条によりまして、議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによるとなっております。  
以上でございます。
  
- 山本会長  
ありがとうございます。議事の決め方につきまして、今、事務局より説明があったとおりです。  
それでは、鹿児島県最低賃金専門部会の結論を当審議会の結論として決定してよろしいか、お諮りいたします。  
専門部会の結論につきまして、賛成の委員は挙手をお願いいたします。ありがとうございます。  
専門部会の結論につきまして、反対の委員は挙手をお願いいたします。ありがとうございます。専門部会の結論につきまして、棄権の委員はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないということで、採決の結果、賛成9名、反対4名、棄権0名ということで、賛成多数で、専門部会の結論と同じ結論に達しました。  
ただ今、私から、鹿児島労働局長に答申をいたしたいと思います。事務局は、答申文の準備のほうをお願いいたします。
  
- 山本会長  
それでは、答申文の準備ができたようですので、答申文を読み上げたいと思います。労働局長は、前のほうにお越しくください。  
令和3年8月6日。鹿児島労働局長、三輪宗文殿。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正。鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）。当審議会は、令和3年7月2日付け鹿労発基 0702第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月3日発効の鹿児島県最低賃金（時間額790円）は令和元年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。  
別紙1。鹿児島県最低賃金。1 適用する地域、鹿児島県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間821円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生日、法定どおり。  
別紙2は、鹿児島県最低賃金と生活保護との比較についてです。  
先程、ご報告ありましたように、時間給790円は、生活保護に係る施策との整合性について鹿児島県の最低賃金を下回っているとは認められなかったという内容となっております。

（山本会長より三輪労働局長へ答申文を手交）

○ 山本会長

ただいま、答申文の交付が終わりましたので、鹿児島労働局長からご挨拶をお願いいたします。

○ 三輪労働局長

それでは、ご挨拶申し上げたいと思います。

本日は、委員の皆様におかれましては、業務ご多忙の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本年度の鹿児島県最低賃金の改正につきましては、7月2日に諮問をさせていただき、その後、最低賃金専門部会が設置されて、7月28日の第1回専門部会から本日まで、計4回の専門部会が開催をされました。

今年は、中央最低賃金審議会の目安答申において全国一律28円とされるなど、最低賃金の審議状況が度々大きく報道されるなど、最低賃金に対する注目度が極めて高く、また、暑い日が続く中で、長時間に亘る慎重かつ精力的なご審議を重ねていただきまして、本日、この第3回本審の席におきまして、鹿児島県最低賃金の改正に対しての答申を頂いたところでございます。

本年度も、中央最低賃金審議会の日程の関係等から、非常にタイトな日程の中での審議会、専門部会の開催となりまして、山本会長をはじめとする公・労・使の委員の皆様には、大変なご苦勞をおかけしたと思います。心より感謝申し上げます。

本日の答申を受けまして、今後、私どもにおきましては、異議申出についての公示を経て最低賃金の決定を行い、官報掲載による公示の手続を進めてまいりたいと思います。

また、鹿児島県最低賃金の効力が発生し次第、より多くの労働者、使用者、その他関係の方々にお知らせをして、最低賃金制度のより一層の周知と、その履行確保のための指導に努めてまいりたいと考えております。

加えて、新たな最低賃金の円滑な運用のため、中小企業・小規模事業者に対する各種の支援施策につきましても、鹿児島労働局をあげて、その周知説明等に取り組んでいきたいと考えております。

また、本日、ご意見の中でも、給付金の迅速な支給というご意見をいただきましたので、私どもの持つております助成金などにつきましては、これまでも、迅速な支給に努めておりますが、なお一層の迅速な支給に努めてまいりたいと考えておりますし、そうしたご意見が鹿児島地方最低賃金審議会において、あったということは、本省のほうにも、お伝えをしたいと思います。

そのように、今日の資料の中にもありましたが、各種の支援措置、中小企業・小規模事業者に対する支援措置についても、鹿児島労働局をあげて周知説明等、更に迅速な支給に取り組んでまいりたいと思っております。

最後になりますが、これまでの各委員の皆様のご尽力に対しまして、重ねてお礼を申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

○ 山本会長

それでは、次の議題はその他ということになっておりますけれども、何か委員の皆様から、ご意見、ご提案ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 山本会長

それでは、無いようでありましたら、今後の予定などにつきまして、事務局から、ご説明をお願いします。

○ 壺屋賃金室長補佐

続いては、私のほうから、今後のことについてお話しいたします。

鹿児島県最低賃金の改正決定等に係る今後のスケジュールについてご説明いたします。

本日、答申をいただきました鹿児島県最低賃金につきましては、直ちに審議会のご意見として、答申内容を公示することといたします。

公示に対する異議申出の締め切り日は、公示日の翌日から15日目となりますけれども、15日目が8月21日土曜日であることから、8月23日月曜日が締切日となります。

したがって、異議の申出があった場合は、異議申出締切日の翌日である、8月24日火曜日午前10時から第4回本審を開催いたします。異議申出の内容について審議いただくことになっておりますので、この日程の確保をよろしく願いいたします。第4回の本審の開催場所ですけれども、鹿児島労働局第2会議室でございます。今、ここの会議室でございます。また、異議の申出がなかった場合は、審議の必要はございません。

また、産業別最低賃金につきましては、改正の必要性を審議していただくために、運営小委員会を開催いたしますけれども、8月13日金曜日と8月16日月曜日、いずれの日も、午後2時から運営小委員会を開催することとなっております。この開催場所につきましては、いずれも、鹿児島労働局の第2会議室、今、皆さま方がいらっしゃる、この部屋ということになってまいります。

運営小委員会で改正の必要性ありとなった場合は、第4回本審で局長に対し、必要性ありの答申をしていただきます。その後、局長から金額についての調査審議の諮問を行ないます。そして、産業別最低賃金の専門部会の委員の推薦公示を行ないますので、9月7日火曜日までに推薦をお願いしたいと考えております。各専門部会は、できれば、9月下旬から審議に入れるよう調整したいと思っております。なお、産業別最低賃金の年内発効のためには、最終結審日は11月1日月曜日となっております。

以上でございます。

○ 山本会長

ただ今、今後のスケジュールにつきまして、ご説明がありましたように、今後、公示を行ない、異議の申し出があった場合には、異議申出締切日の翌日である8月24日火曜日10時から第4回本審を開催することになりますので、日程の確保を、よろしく願いいたします。

また、8月13日午後2時から、それから8月16日午後2時から、運営小委員会を開催して、産別最賃の専門部会の委員の推薦を9月7日までにさせていただきたいということでありますので、この日程についてもよろしく願いいたします。

他に事務局から何かご連絡ありますでしょうか。

○ 勝田賃金室長

特にございません。

- 山本会長  
よろしいですか。  
それでは最後に、議事録の確認者を指名したいと思います。  
労側は、白石委員でよろしいですか。
  
- 白石委員  
はい。
  
- 山本会長  
使側は、濱上委員で。
  
- 濱上委員  
はい。
  
- 山本会長  
ありがとうございます。  
それでは、以上をもちまして、予定しておりました全ての審議が終了いたしましたので、本日の審議会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。